

下教政 第268号
令和6年(2024年)3月28日

下関市監査委員 今井弘文様
同 秋森和也様
同 木本暢一様
同 田中義一様

下関市教育委員会
教育長 磯部芳規

定期監査の結果に対する措置について

令和4年(2022年)6月1日付け監査報告第11号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、通知いたします。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会 豊田教育支所

[指摘事項]

(1) 下関市行政財産使用料条例第4条第5号に規定する「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、全額免除しているが、この適用に関する意思決定を市長による決裁でなく、教育部長の決裁で行っている事例があった。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、各学校に購買部及び公衆電話を設置する際の行政財産使用許可及び行政財産使用料減免に係る方針について、学校支援課において、令和4年4月1日付けで市長決裁による方針決定を行った。

また、登録団体が所有するピアノを豊田生涯学習センターに置く際の行政財産使用許可及び行政財産使用料減免に係る方針について、令和5年3月31日付けで市長決裁による方針決定を行った。

[指摘事項]

(2) 旧殿居小学校用地における第1種電話柱の新設に係る行政財産の使用許可について、新規案件のため教育部長決裁とすべきところを教育支所長決裁としていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、電柱等の新設・増設等の事案が生じた際は、下関市事務決裁規程別表第1を順守し、適正に処理するよう職員に周知徹底した。

なお、令和4年5月以降令和6年2月までの間、電柱等の新設・増設等の事案は生じていない。

以上